

一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会

「地方創生DAOの構築に係るガイドライン」 概要

2023年12月12日



日本暗号資産ビジネス協会
Japan Cryptoasset Business Association

一般社団法人 日本暗号資産ビジネス協会 Japan Cryptoasset Business Association (略称: JCBA)

当協会は、暗号資産交換業者、ブロックチェーン・Web3.0関連事業者、システム・セキュリティ関連事業者、金融商品取引業者等の事業者が、日本国内において暗号資産もしくはその他のブロックチェーン上のデジタル資産に関するビジネスをはじめるとに当たり、テクノロジー・税務会計・レギュレーション・商慣行などの面から**会員間の知見集約**、意見交換を行い、**国内外の情報や業界課題の調査・研究**、**政策提言**、ひいては**業界の健全な発展を促進**することを目的に活動しております。(2016年設立)

自由民主党『予算・税制等に関する政策懇談会』【金融・証券関係】加盟団体

事業内容:

- 分科会等** : 現在13部会等 税制検討、ICO・IEO、ユースケース、金融、NFT、ステーブルコイン、DeFi、セキュリティ・システムほか、各種タスクフォース、ワーキンググループ等が活動
- 定期勉強会** : 法規制、税務会計、技術、ビジネス面に関するテーマで毎月開催
- 提言、要望** : 会員で共同作成し、政党や監督官庁へ提言・要望
- 外部講演活動** : 講演等による普及啓発、司法当局や消費者センター等への講演・協力

会員構成:

暗号資産交換業者、ブロックチェーン・NFT関連事業者、金融商品取引業者、システム・セキュリティ関連事業者、法律事務所、会計監査法人、税理士事務所、研究・教育機関など

142社の幅広い暗号資産、ブロックチェーン、Web3.0関連事業者が加盟 (2023年12月時点)

過去の調査研究・提言等成果物

- ・税制) [自民党デジタル社会推進本部web3PTに出席、暗号資産税制改正要望 \(2023年\)](#)
- ・IEO) [IEO制度改革の方向性の初期案を認定自主規制団体へ提出 \(2023年\)](#)
- ・会計) [「暗号資産発行者の会計処理検討にあたり考慮すべき事項」の公表 \(2023年\)](#)
- ・金融) [認定自主規制団体へ暗号資産証拠金取引に係るレバレッジ倍率改正に向けた要望を提出 \(2023年\)](#)
- ・地方創生) [2023年度 デジタルアセットを活用した地方創生等に係る支援案件の公募について](#)

NFTやDAOを活用する地方創生に係る活動が広がる一方で、当該活動への参加者等に対して開示される情報が不十分なケースも含め、利用者保護に係る仕組みに課題



利用者保護に係る環境整備を図りつつ地方創生DAOに係る取組みを推進することを目的として「地方創生DAOの構築に係るガイドライン」を策定

骨子

地方創生DAOは、一般的なイメージと実態にギャップがある一方、規模や多様な態様を踏まえ一律の規制によるギャップへの対応は適切でないと思料

本ガイドラインは、下記分野に係る情報開示を通じて利用者保護を図るアプローチを採用

- 地方創生DAOの法人格
- 参加者等及びトークン等の販売収益の法的権利関係
- 投票等を通じた意思決定の法的位置づけ

ユースケース部会における取組み

次に掲げる地方創生DAOに係る関係者と地方創生DAOの現状や課題を中心に意見交換を実施

1. 山古志住民会議
2. SOKO LIFE TECHNOLOGY株式会社
3. スパークル株式会社
4. 仙台市経済局産業振興課
5. スマニューラボ株式会社

部会長 : **保木 健次**

有限責任 あずさ監査法人

Web3.0推進支援部 部長 金融統轄事業部 ディレクター

副部会長 : **金光 碧**

株式会社bitFlyer クリプトストラテジー部部長

副部会長 : **岸辺 優成**

株式会社HashPort 経営企画部 部長

幹事 : **磯野 太佑**

SMBC日興証券株式会社 Funder Storm

法律顧問 : **長瀬 威志**

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 パートナー

法律顧問 : **殿村 桂司**

長島・大野・常松法律事務所 パートナー

地方創生DAOの概要と課題について

1. 地方創生DAOの概要

地方創生DAOは、一般的にNFT等のトークン保有者を中心にコミュニティを形成することや購入代金の用途をトークン保有者の投票に決定するといった活動がイメージされることが多いが、実際には多様な地方創生DAOに係る態様がある。

2. 地方創生DAOの課題

- 地方創生DAOの法人格
- 参加者等及びトークン等の販売収益の法的権利関係
- 投票等を通じた意思決定の法的位置づけ

地方創生DAO構築ガイドラインのアプローチ

実際の地方創生DAOが非常に多様であることや、法制度の整備状況も踏まえつつ、参加者たる利用者の保護を図りながら地方創生DAOを推進する観点から、主として以下のような地方創生DAOに係る**情報の開示を促すアプローチ**を採用

1. **地方創生DAOに係る情報開示**
2. **地方創生DAO参加者等に係る情報開示**
3. **地方創生DAO参加者等による投票に係る情報開示**

地方創生DAOに係る情報開示（1/2）

1. 地方創生DAOの法人格

地方創生DAO運営者は、地方創生DAO参加者等に対し、当該DAOに係る法人格の有無や法人格がある場合のその種類並びに法人形態の選択理由等の情報について提供すべきである。

2. 地方創生DAOの活動概要

地方創生DAO運営者は、DAO参加者等に対し、地方創生DAOの活動目的や活動概要等のトークン保有の判断に影響を及ぼす情報について提供すべきである。

地方創生DAOに係る情報開示（2/2）

3. 地方創生DAO保有資産の法的権利関係及び会計税務

地方創生DAO運営者は、DAO参加者等に対し、トークン購入代金の帰属や参加者等の法的位置づけ等のトークン保有の判断に影響を及ぼす情報について提供すべきである。

4. DAO保有資産の保管方法・処分方法

地方創生DAO運営者は、DAO参加者等に対し、トークンの保管方法やリスクの軽減措置等についてセキュリティ上可能な範囲で情報を提供すべきである。

地方創生DAO参加者等に係る情報開示

1. 地方創生DAO参加者及びトークン保有者等とDAOとの法的権利関係

地方創生DAO運営者は、DAO参加者等に対し、地方創生DAOとの法的な権利義務関係やその他講じている権利義務に類する措置について情報提供すべきである。

2. DAO入会脱会のプロセス及び要件等

地方創生DAO運営者は、DAO参加者等に対し、地方創生DAOへの参加方法や要件について情報提供すべきである。

地方創生DAO参加者等による投票に係る情報開示

1. 投票及び投票結果の法的権利関係

地方創生DAO運営者は、DAO参加者等に対し、地方創生DAOにおいて行われる投票の法的位置づけや拘束力を確保するために講じている措置等について情報提供すべきである。

2. 提案権、提案可能事項及び提案プロセス

地方創生DAO運営者は、投票にかける提案権等の設定について、過度な制限や過剰な提案が行われないよう適切なバランスを確保すべきである。

3. 投票方法、可決要件、投票プロセスおよび情報開示

地方創生DAO運営者は、DAO参加者等に対し、投票方法や可決要件および提案内容について情報提供すべきである。

■ お問い合わせ先

一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会（JCBA）事務局

TEL : 03-3502-3336

E-mail : pr@cryptocurrency-association.org



Japan
Cryptoasset
Business Association